

公益社団法人静岡県鍼灸師会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県鍼灸師会定款（以下「定款」という。）第7条第3項の規定に基づき、会員が支払う会費及び負担金（以下「会費等」という。）の額及び支払方法について必要な事項を定める。

(会費等の種類及び額)

第2条 会費の種類は、別表のとおりとする。

- 2 会費の額は年度単位とし、その額は総会において決定するものとする。
- 3 会費以外の負担金等の種類及び額は、必要に応じて総会において決定するものとする。
- 4 事業年度の途中で入会した正会員のその事業年度の会費等は、4月から9月までの入会は1年分の会費を、10月から3月までの入会は半年分とする。

(会費等の納入)

- 第3条 本会に入会した会員は、会員規定第2条第3項に規程する入会決定通知を受けた日から15日以内に、その事業年度の会費を、所定の方法により納入しなければならない。
- 2 前項の会員を除く会員は、毎事業年度の会費等を、3月31日までに所定の方法により納入しなければならない。
 - 3 本会は、会員から納入された会費等については、直ちに台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(退会及び資格喪失に伴う正会員の会費等の義務等)

- 第4条 正会員が事業年度の途中において退会又は会員の資格を喪失したときは、その会員であった期間に相当する未納の会費等を納入しなければならない。
- 2 本会は、会員が納入した会費等については、これを返還しない。

(督促)

- 第5条 会長は、会費等が納入期日を超えても納付がない場合は、当該会員に対して督促通知を发出することができる。
- 2 督促通知にもかかわらず、会費等の納入を滞納した場合には、定款第10条第3号の規定により、会員資格を喪失する。

(会費等の使途)

第6条 第2条に規定する会費等の使途は、毎事業年度における総計額の50%以上を当該

事業年度の公益目的事業に使用する。ただし、賛助会員の会費については、そのすべてを公益目的事業に使用する。

(委任)

第7条 この規程に定めない事項は、会長が理事会の決議をもって処理する。

(規程の制定及び改廃)

第8条 この規程の制定及び改廃は、総会の決議をもって行う。

附 則

この規定は、公益社団法人静岡県鍼灸師会の設立の登記の日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

会費の種類

入会時期		前期（4～9月）	後期（10～3月）
(公社) 静岡県鍼灸師会	年会費	22,000 円	11,000 円
(公社) 静岡県鍼灸師会	入会金	10,000 円	
会費＋入会金		32,000 円	21,000 円
賛助会員年会費		30,000 円	